

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から59年6月まで
② 昭和60年1月から同年12月まで

国民年金に加入するよう勧められたので、妻が、昭和61年1月頃、支所で私たち夫婦の加入手続を行った。その時、私の年齢では年金を受け取るために必要な年数が足りないの、遡って納付するよう教えられた。それから約1年半の間に、妻が、2、3回に分けて、合計10万円くらいの国民年金保険料を納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月にその妻と同日に払い出されており、61年1月以降、申立人及びその妻の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立人及びその妻の国民年金加入手続は、60年11月から61年1月までの間に行われたものと考えられる上、申立人は、当該記号番号により、20歳まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており（厚生年金保険被保険者記録は平成20年7月に統合されたものである。）、61年1月以降60歳に到達するまで保険料を納付しても、国民年金に係る老齢基礎年金の受給要件を満たさず、申立人の妻が受けたとする説明と一致しているなど、申立人の妻の供述に不自然な点は見当たらず、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続後、数回に分けて申立人の国民年金保険料を遡及納付したとしているところ、申立人の保険料納付状況をみると、事実、昭和59年7月から同年9月までの保険料が61年10月に、59年10月から同年12月までの保険料が62年1月に、それぞれ過年度納付されていることが確認でき、申立内容を裏付けるものとなっている上、申立

人の妻は、加入手続時以外に遡及納付について説明を受けたことや、遡及納付に係る納付書が送付されたことは無いとしていることを踏まえると、これらの期間に係る過年度納付書は、加入手続の際に作成された可能性がうかがわれ、このことを前提にすると、その時点で、申立期間①のうち 58 年 10 月から 59 年 6 月までの期間及び申立期間②のうち 60 年 1 月から同年 3 月までの期間についても、国民年金保険料を過年度納付することが可能であることから、これらの期間に係る過年度納付書についても併せて作成されたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人の妻は、申立人に係る国民年金保険料を遡及納付した期間及び納付時期等についての具体的な記憶は無く、納付状況の詳細が不明である上、申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料の納付日が、いずれも納付時効到来直前の 61 年 10 月及び 62 年 1 月であること、並びに申立人の老齢基礎年金受給に必要な納付月数などを考慮すると、申立人の妻は、61 年 10 月から申立人に係る保険料の遡及納付を開始したものと考えるのが妥当である。

この場合、申立期間②のうち昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の妻が遡及納付を開始したと考えられる 61 年 10 月の時点で過年度納付することが可能である上、62 年 1 月にも過年度納付を行っていることや、当時、申立人が当該期間に係る過年度納付書を所持していた可能性がうかがわれることなどを勘案すると、当該期間については国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち昭和 56 年 1 月から 58 年 9 月までの期間は申立人が国民年金加入手続を行った時点で、同年 10 月から 59 年 6 月までの期間は申立人が遡及納付を開始したと考えられる 61 年 10 月の時点で、いずれも時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②のうち昭和 60 年 4 月から同年 12 月までは、申立人が国民年金加入手続を行った時点では、現年度保険料として遡及納付することが可能であるが、前述のとおり、申立人は、61 年 10 月から遡及納付を開始したものと考えられる上、その時点で当該期間は過年度納付対象期間となるが、申立人の遡及納付は、加入手続の時点における過年度納付対象期間について行われたものと考えられることから、当該期間について保険料納付が行われたことは考え難い。

さらに、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 955

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から同年9月まで

以前、市役所で私の国民年金保険料に未納があると指摘されたが、それまで未納なく保険料を納めてきたつもりでいたので、疑問に思っていた。申立期間の保険料は納めていると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和52年4月7日にA町からB市に転入しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿から、申立人が、申立期間直前の同年4月の国民年金保険料を、納付日は不明であるもののA町において、申立期間直後の同年10月から同年12月までの期間の保険料を同年11月30日にB市において、それぞれ現年度納付していることが確認でき、同年11月30日の時点で、申立期間についても現年度保険料として納付することが可能である上、申立期間が短期間であることや、申立期間後の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1354

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年9月は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から同年9月まで

ねんきん定期便に、標準報酬月額と厚生年金保険料額が記載されているが、私が保管している給与支給明細書と照らし合わせると、平成12年8月分及び同年9月分（保険料は翌月控除であったため、給与支給明細書では同年9月分及び同年10月分となる。）が相違しているので、給与支給明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された給与台帳から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された給与台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年9月は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、そのほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された給与台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和26年4月2日に、資格喪失日を同年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から同年7月17日まで

昭和24年にA社に入社して以来58年に退職するまで社員として勤めていたにもかかわらず、同社B工場に転勤していた期間の厚生年金保険の記録が無い。同工場内で、当時の同僚と撮った写真もあり間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している厚生年金基金記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時にA社C工場から同社B工場に異動した同僚は、「申立人とA社C工場からB工場に一緒に行き、同時に同社C工場に戻った。」と供述している上、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人が同時期に同社B工場に異動したとして氏名を挙げた同僚3人の厚生年金保険被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格喪失の届出も提出される機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年1月31日、資格喪失日が平成11年3月21日とされ、当該期間のうち、昭和63年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社において同社B工場から同社本社に転勤したが、継続して勤務していた。しかし、転勤時の年金記録に空白期間がある。会社に調査の依頼をしたところ、会社から転勤時の事務処理誤りであり、「資格取得日訂正届」を年金事務所へ提出するとの連絡を受けている。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の辞令書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和63年1月31日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所（当時）の被保険者記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年1月31日、資格喪失日が平成6年3月8日とされ、当該期間のうち、昭和63年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社において同社B工場から同社本社に転勤したが、継続して勤務していた。しかし、転勤時の年金記録に空白期間がある。会社に調査の依頼をしたところ、会社から転勤時の事務処理誤りであり、「資格取得日訂正届」を年金事務所へ提出するとの連絡を受けている。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の辞令書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和63年1月31日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所（当時）の被保険者記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私が勤務していたA社の昭和62年3月から平成元年12月までの標準報酬月額は38万円であったが、年金事務所の厚生年金保険被保険者記録で申立期間の標準報酬月額が20万円となっている。標準報酬月額の減額について会社からは何も説明が無かった。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社に係るオンライン記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する38万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成2年9月30日）の後の同年12月18日付けで、標準報酬月額を20万円に遡及して引き下げている。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、取締役であることが確認できるが、元代表取締役に照会したところ、「申立人は専務であったが、仕事内容はB職であった。給与計算や厚生年金保険の手続は自分が行っていた。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、会社が社会保険事務所（当時）への届けを提出し忘れたため、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成19年7月分給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、会社が社会保険事務所(当時)への届けを提出し忘れたため、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成19年7月分給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(43万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を54万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(54万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を51万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(51万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を48万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(48万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を48万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(48万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和50年7月1日付けでA社からC社へ出向した。出向に際し、退職金及び年金については引き継ぐとのことであったはずなのに、空白期間があることは納得いかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の稟議書では、申立期間である昭和50年6月21日から同年6月末日までのA社での実習期間を経て、同年7月1日にC社へ赴任していることが確認できる。

また、B社へ照会したところ、「賃金台帳等の資料は残っていないが、実習期間であっても給与支払対象期間である上、実習を受けた社員のみ社会保険料を控除しないというようなことは考え難い。社会保険の届出が何らかの手違いにより、誤ってしまったと考えられる。」との回答があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年5月の社会保険事務所(当時)の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が昭和50年6月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年12月まで

国民年金には、会社を退職後、加入した。加入手続は母親が行い、国民年金保険料は、結婚するまでは母親が、結婚後は妻が納付していた。結婚後の妻の保険料は納付済みであるのに、自分だけ未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親又は申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、加入手続の状況及び申立人が婚姻するまでの期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は昭和47年1月に婚姻しており、申立人及び申立人の妻は、婚姻後は、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料を定期的に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月に払い出されており、申立人は、同年2月に、50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが、国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立人の国民年金加入手続は52年2月に行われたものと考えられる上、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和47年6月に払い出されたものとみられる上、申立期間について、その妻の国民年金保険料の納付状況をみると、46年10月から47年3月までの保険料を同年11月に、48年1月から同年3月ま

での保険料を同年8月に、それぞれ過年度納付しているなど、当時、必ずしも保険料を定期的に納付していなかった状況がうかがわれる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年3月までの期間及び平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から63年3月まで
② 平成8年3月

会社を退職する都度、母親が、私に代わり、市の支所で国民年金への切替手続を行っていた。国民年金保険料についても、母親が、送付されてきた納付書により、毎月、金融機関で支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間は、いずれも、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の期間であり、申立人の母親は、その都度、申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行い、国民年金保険料も毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和63年9月から同年12月までの間に行われたものと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間①直後の63年4月から平成元年3月までの保険料が同年1月に、申立期間②直後の8年4月から同年9月までの保険料が同年10月に、それぞれ一括納付されているなど、申立内容に不合理な点がみられるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できない上、申立期間②に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われた正確な時期は不明であるものの、平成8年4月から同年9月までの保険料が同年10月に一括納付されていることや、同年10月以降の納付状況などを勘案すると、申立期間②に係る資

格取得手続は同年 10 月ごろに行われた可能性がうかがわれ、この場合、申立期間②についても過年度納付によらなければ保険料を納付できないが、申立期間①及び②共に、当時、申立人の母親が保険料を納付していたとする金融機関においては、過年度保険料を納付することはできなかったとしている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月19日から32年2月6日まで

A社B支店で脱退手当金を受け取った記憶はあるが、同社C支店においては脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和32年8月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険記号番号は申立期間前のA社D支店において、別の番号となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には記録が無いため、脱退手当金を受給する期間に含まれなかったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月10日から36年11月23日まで

昭和29年に結婚した時は脱退手当金をもらっているが、その後、A社に勤務した期間は脱退手当金の請求手続きをした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のB社に係る被保険者期間において、昭和29年5月20日に脱退手当金が支給されている記録が確認できる上、申立人がA社において36年11月23日に被保険者資格を喪失している厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いことから、申立人は複数回に渡り脱退手当金を請求し、受給したものと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年6月1日まで
② 昭和30年1月31日から33年3月11日まで

私は、申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していたが、それぞれの期間の脱退手当金については、手続をしていないし、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付裁定のための回答日を示す「回答済 34. 1. 10」の印が押印されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、記録上の脱退手当金支給日である昭和34年2月25日から約3か月後の同年5月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、新規に被保険者記号番号が払い出されていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 8 日から 39 年 12 月 28 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年5か月後の昭和42年6月5日付けで社会保険事務所に提出されており、その約3か月後の同年8月24日付けで現金支払済印が押されている上、申立人の脱退手当金計算書についても、当該社会保険事務所において適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立人の脱退手当金裁定請求書の提出日から約3か月後の昭和42年8月24日に支給されている上、受領書には申立人の夫の署名及び押印があり、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 20 日から同年 7 月 20 日まで
② 平成 2 年 7 月 28 日から 8 年 6 月 1 日まで

申立期間①のA事業所について、給料振込は少なくとも2、3回あったと記憶している。また、申立期間②のB社について、前職を退職した1週間後には同社に就職している。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に昭和 55 年 7 月 20 日まで勤務していたとしている。

しかし、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA事業所に照会したところ、履歴事項及び社会保険台帳を添えて、「申立人の資格取得日は昭和 55 年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 20 日であり、A事業所の解散によって退職した後、当事業所において採用された記録は無い。」と回答している。

また、C厚生年金基金に照会したところ、申立人の基金における資格取得日は昭和 55 年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 20 日とし、「加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って加入員でなかったものとみなすため、申立人は基金の加入員となっていないものの基金における資格取得日及び喪失日は確認できる。」との回答であった。

さらに、申立人が記憶している同僚についてオンライン記録を調査したところ、A事業所において当該同僚に係る記録は見当たらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況について供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人が役員として申立期間②においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記同僚は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった理由は不明としている上、B社の元代表取締役及び同社の前身であるD社の元事業主とは連絡が取れないため、申立人及び同僚が記憶している事務担当者には照会したものの、明確に記憶していないとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間②の一部の期間を含む平成3年1月29日から8年11月24日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間②の一部の期間において、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年10月1日まで
年金事務所の回答では、昭和31年3月1日にA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険が資格喪失になっているが、33年10月1日に共済年金に加入するまで、臨時職員として厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA事業所発令の辞令により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該辞令のうち、昭和32年4月1日付けの辞令には、「検査補助員」及び「職務の等級をC職（*）*等級に決定する」と印字されており、申立期間において既に職員として採用され、共済組合員の資格を取得していたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B事業所の上部機関であるD事業所に照会したところ、「人事記録によると、申立人は検査補助員として採用され、昭和31年3月1日に旧法における共済組合員の資格を取得している。」との回答があり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間ではなく、共済年金加入期間であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

「年金記録のお知らせ」を確認したところ、A社の厚生年金保険の加入記録が昭和 52 年 3 月 31 日資格喪失となっているが、私は同年 3 月 31 日まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は昭和 52 年 3 月 30 日になっている。

また、A社の代表取締役等に照会したところ、「当時の代表取締役及び事務担当者は他界している上、会社は現在、破産の手続を弁護士に依頼している。」と回答があったため、当該弁護士に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社における複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月頃から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 45 年 10 月頃から 46 年 1 月頃まで

申立期間①について、A市のB社で事務員として働いていた。その後、申立期間②について、元内縁の夫と一緒にC市のD社で住み込みで働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張するB社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「B社が法人であったことと、事業主の名字がEであったこと以外は記憶していない。」と供述に曖昧さがみられるため、F会に照会したところ、「過去の会員名簿に、B社という名称は見当たらないが、G社という名称で事業主がE姓である事業所が確認できる。」との回答があった。

しかしながら、オンライン記録によると、G社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿謄本による調査でも当該事業所が確認できないことから、当時の役員等関係者を特定することができなかったため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①に勤務していた事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張する事業所はサービス

業であり、申立期間②当時は、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて任意適用事業所となることのできる業種であるが、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人はD社の事業主や同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人と同居して申立事業所に一緒に勤務していた元内縁の夫は、当該期間を含む昭和45年4月から52年3月まで、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。